# 第4次川島町行政改革大綱(案)

平成 年 月川島町

# ○目次

- 1 本町における行政改革の経緯
- 2 第3次大綱の取組の達成状況
- 3 第4次大綱において取り組むべき課題
- 4 第4次大綱の基本方針
- 5 計画期間
- 6 評価・検証の方法
- 7 推進体制
- 参考 近年の他自治体の取組状況

# 1 本町における行政改革の経緯

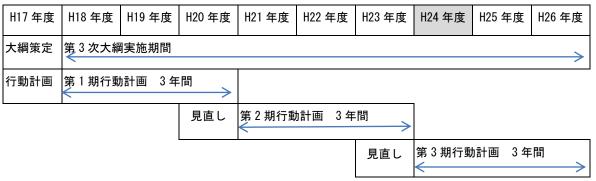
川島町では、昭和59年に国の地方制度調査会の答申に基づく地方行政改革大綱の閣議決定を受け、昭和61年1月に簡素で効率的な行政運営を進めるため 「川島町行政改革大綱」を策定しました。その後、平成7年に「新川島町行政改革大綱」を策定し、行政改革を推進してまいりました。

そして、社会情勢に適応した健全な行政運営を進めるため、平成17年3月に「第3次川島町行政改革大綱」を策定し、「簡素で効率的な行政運営」、「町民サービスの向上」、「町民と協働による改革」を3つの基本方針として、住みよいまちづくりを目指してまいりました。

年 度	主な取組					
昭和 60 年度	「川 <b>島町行政改革大綱」</b> 策定					
~						
平成7年度	<b>「新川島町行政改革大綱」</b> 策定					
一人人,一人人	事務事業の見直し、組織機構の見直し、定員管理及び給与の適正化					
	情報化によるサービスの向上、公共施設の管理運営等					
	「第3次川島町行政改革大綱」策定					
平成 18 年度	~~改革と協働そして未来へ~					
十八 10 千尺	《3つの基本方針》					
	① 簡素で効率的な行政運営 ②町民サービスの向上					
	③ 町民と協働による改革					
	<b>◎第1期行動計画</b> (全47項目)					
~	ex. 職員数の削減 福利厚生費・諸手当の見直し					
平成 20 年度	指定管理者制度の導入 議会組織の見直し					
	職員提案制度の活用					
平成 21 年 1 月	【川島町行政改革推進委員会による答申】					
	<b>◎第2期行動計画</b> (全25項目)					
平成 21 年度	ex. 諸手当の廃止 期末・勤勉手当の引き下げ					
~	公用車の軽自動車化 幼保一元化の検討					
平成 23 年度	組織の簡素化 直通電話(ダイヤルイン)の導入					
	勤労文化協会の解散 職員人材育成基本方針の策定					
平成 24 年度	<b>◎第3期行動計画</b> (全17項目)					
十八八 24 十尺	ex. 事業評価(目標値)の導入 環境負荷の低減					
~ 平成 26 年度	幼稚園・保育園運営の見直し					
干风 20 平及	給食センター業務の民間委託の推進 など					

# 2 第3次大綱の取組の達成状況

第3次大綱期間(平成18年度~26年度)は、下記の図のとおり、3年ずつの行動計画に分け、第1期行動計画(平成18年度~20年度)は47項目、第2期行動計画(平成21年度~23年度)は25項目の行動目標を掲げ取り組みました。第3期行動計画(平成24年度~26年度)では、全17項目の第3期行動計画を策定しました。



第3次川島町行政改革大綱で掲げた3つの基本方針における効果については、 次のとおりです。

## ① 簡素で効率的な行政運営

項目	平成16年度	平成25年度	削減
職員給与の適正化	1, 234, 259千	826,773千円	△407, 486千円
	円		
時間外勤務の抑制	25,057千円	26,867千円	1,810千円
ごみの減量化 (可燃収集)	3, 883 t	3, 737 t	△146 t
行政組織の見直し	15課1局1室	11課1局1室	△4課
定員管理の適正化	職員数207人	184人	△23人
臨時職員の雇用	125, 437千円	108,026千円	Δ17, 411千円

※第3次川島町行政改革では、平成16年度の実績数値を基準としています

事務・事業の整理、職員の適正配置に努め、極力職員数の抑制にも取り組むと ともに、職員給与の適正化、諸手当の見直し、時間外勤務の抑制を図っています。 課局室数についても、組織の合理化を図ったグループ制を導入(平成18年度) し、簡素で効率的な組織運営を実施しました。

町税の収納率については、徴収活動の強化等を図り、97.42%から99.0%(平成26年6月30日現在)まで向上しました。

また、補助金・負担金の見直しについては、平成22年度に抜本的な見直しを行い、平成23年度予算に反映しました(平成22年度当初予算と比較して総額7,705千円の削減)。見直し以降も成果を検証し、進捗状況に応じてフォローアップを行っています。他には電子申請共同システムを導入し、電子入札共同システムを平成26年度に導入しました。

# ② 町民サービスの向上

「行政情報の積極的な公開」として、広報等での情報提供以外にも積極的な行政情報の公開を実施しています。

(平成25年度…HP年間アクセス数 106,557件、ツイッターツイート数 401件、かわべえメール登録者数 1,090件)

また、平成19年度に町民コメント(パブリックコメント)制度を制定し、町の施策等の策定過程における公正性の確保と町民への説明責任を果たすとともに、町民の町政への参加を推進しています。(平成25年度…1件)

#### ③ 町民と協働による改革

広報誌・町HP等の充実、まちづくり懇談会など、町民の意見を町政に反映するべく実施しています。(平成25年度:広聴箱7件、メール64件、来庁1件、まちづくり懇談会6地区で189名参加)

#### 第3次大綱での取組の経過

第1期行動計画では、47項目という評価項目を立て行政改革に取り組みましたが、項目数が多いことからかえって取り組みを難しくしてしまっている状況でした。また、行動計画の中には、行政評価システムの導入やPFI制度の導入の検討、コンピュータによる公共施設予約システムの導入など、川島町の人口規模では、費用対効果が見込まれないものも多く存在していました。さらに、行動計画の目標値が具体的な数値として示されておらず、評価の方法が難しい項目も多く存在しました。結果として、「評価できない」または「評価に値しない」という事例も生じていました。

このことを受け、指標・目標値の定め方・実績値の算出方法の統一化を図り、 効果のあった項目を整理した上で、第2期行動計画では25項目の評価項目を立 て行政改革に取り組みました。しかし、第2期においても、目標値が具体的でなく評価できないものがあり、評価の方法も項目により異なる状況であり、妥当性に欠く部分が見受けられました。また、社会情勢の変化に合わせて評価項目を統合・整理するなど計画の変更の必要性も見られました。

第1期行動計画

第2期行動計画

	۸, ۱	793	丁野計画	
基本方針	行動目標	番号	行動計画	
(1)簡	素で効率的な行政運営			
	①事務事業の見直し	1	行政評価システムの導入	
		2	職員給与の適正化	
		3	職員福利厚生費の見直し	
		4	諸手当の見直し	
		5	時間外勤務の抑制	
		6	事務経費の削減	
		7	公共工事の選択的導入	
		8	新規事業の選択的導入	
		9	施設管理委託の見直し	
		10	住民と協働による公共施設の維持管理	
			公用車利用の見直し	
		11		L
		12	ごみの減量化と収集の整備	I
		13	緑化推進と消費エネルギーの低減化	
	②組織・機構の 簡素合理化	14	行政の組織・機構の見直し	
	.375 = .210	15	議会の組織・機構の見直し	
		16	審議会・付属機関の見直し	L
		17	職員定数の適正管理	l
		18	業務の民間委託及び臨時職員の雇用	
		19	第三セクター運営の検討	
		20	指定管理者制度の導入	l
		21	PFI制度の導入検討	
		22	構造改革特区の検討	
	③職員の意識改革と	23	職員研修の充実	
	人材育成	24	人事評価システムの構築	
		25	政策研究グループの組織化	
		26	職員提案制度の活用	
	④財政基盤の強化	27	財政健全化計画の策定	
		28	税の収納率向上	
		29	補助金・負担金等の見直し	
		30	使用料・手数料の見直し	
		31	幼稚園・保育園の保育料金の見直し	
		32	健康診断等自己負担金の見直し	
	⑤民間活力の活用	33	ボランティア活動・NPO団体への支援	
		34	地域団体による活動の促進	
		35	民間企業との連携・協力	
	⑥電子自治体の	36	電子申請システムの導入	
	構築	37	公共施設予約システムの導入	
		38	電子入札システムの導入	
		39	コンピューターシステムの見直し	
(2) 町	民サービスの向上			
	①窓口機能の向上	40	窓口マニュアルの作成	
		41	ワンストップサービスの確立	
	②透明で公正な行政	42	行政情報の積極的な公開	
		43	会議の公開の推進	
		44	パブリックコメントの導入	
(3) 町	民と協働による改革		ı	
	①町民参画の推進	45	広聴事業の充実	
		46	住民意識調査の実施	
	②町民と行政の			
	役割分担	47	町民と行政の役割分担	

基本方針	行動目標	番号	行動計画
(1) 骸	素で効率的な行政運営		
	① 事務事業の見直し	1	給与の適正化
		2	時間外勤務の抑制
		3	事務経費の削減
		4	施設管理委託の見直し
		5	住民と協働による公共施設の維持管理
		6	公用車利用の見直し
		7	ごみの減量化と収集体制の整備
		8	緑化推進と消費エネルギーの低減化
	②組織・機構の	9	行政の組織・機構の見直し
	簡素合理化	10	定員管理の適正化
		11	審議会・附属機関の見直し
\		12	業務の民間委託及び臨時職員の雇用
\		13	第三セクター運営の検討
\		14	指定管理者制度の活用
/		15	幼稚園・保育園の一元化の検討
/	<ul><li>③ 職員の意識改革と 人材育成</li></ul>	16	人材育成の推進
	八切自成	17	職員提案制度の活用
	④ 財政基盤の強化	18	税の収納率向上
		19	補助金・負担金等の見直し
		20	町有地の有効活用
	⑤ 民間活力の活用	21	地域団体による活動の推進
		22	民間企業との連携・協力
	⑥ 電子自治体の構築	23	電算システムの充実
		24	コンピューターネットワークの見直し
(2) 町	<b>「民と協働による改革</b>		
	① 町民参画の推進	25	町民提案制度の充実

その後、第2期までに効果のあったものや課題を整理し、第3期行動計画では 17項目の評価項目を立てました。第3期では、「できること」「できないこと」 を明らかにし、計画・評価において、明確な基準に基づくことを基本的な考え方 として進行管理を行いました。また、これまでのように経費削減を重視した改革 の考え方から、費用対効果を踏まえた町民サービスの向上に主眼を置き、住民に とって分かりやすい評価結果の提示という視点を重視して進行管理を行いまし た。第3期の評価項目ごとの達成状況をまとめると、次のようになります。

基本方針	行動目標	番号	行動計画	平成24年度	平成25年度	平成26年度
(1) 簡素で効率的な行政運営						
	① 事務事業の見直し	1	事業評価の実施(目標値の導入)	А	В	
		2	環境負荷の低減	А	В	
	② 組織・機構の 簡素合理化	3	行政の組織・機構の見直しと定員管理の適正化	С	А	
	间术口径心	4	審議会・附属機関の見直し	В	А	
		5	幼稚園・保育園運営の見直し	А	А	
	③ 職員の意識改革と 人材育成	6	人事管理制度の充実	D	В	
	7.17 Fl /X	7	職員の能力向上・意識改革	А	В	
		8	職員提案制度の活用	С	А	
	④ 財政基盤の強化	9	町税等の収納率向上	А	В	
		10	補助金・負担金等の見直し	А	А	
	⑤ 民間活力の活用	11	公共施設の外部委託(給食センター)	А	А	
		12	町民・企業と連携した公共サービスの充実(図書館)	В	А	
	⑥ 電子自治体の構築	13	電子自治体の推進	С	В	
(2) 图	「民サービスの向上					
	⑦ 窓口機能の向上	14	窓口サービスの向上	В	С	
	⑧ 透明で公正な行政	15	情報公開の推進	А	В	
(3) 🖪	(3)町民と協働による改革					
	⑨ 町民参画の推進	16	住民と協働によるまちづくり	А	В	
	⑩ 町民と行政の役割	17	地域団体による活動の促進	А	А	

このうち、達成された、または社会情勢の変化により行政改革とは別の取組で 実施するものと、未達成または効果はあったが今後も行政改革として継続して取 り組むべき項目を以下のように分類します。

#### 【行政改革とは別の取組で実施する項目】

- 2 環境負荷の低減
- 4 審議会等附属機関の見直し
- 5 幼稚園・保育園の見直し
- 6 人事管理制度の充実
- 8 職員提案制度の活用
- 10 補助金・負担金等の見直し
- 14 窓口サービスの向上
- 16 町民と協働によるまちづくり

# 【行政改革として継続して取り組む項目】

- 1 事業評価の実施(目標値の導入)
- 3 行政の組織・機構の見直しと定員管理の適正化
- 7 職員の能力向上・意識改革
- 9 町税等の収納率向上
- 11 公共施設の外部委託
- 12 町民・企業と連携した公共サービスの充実
- 13 電子自治体の推進
- 15 情報公開の推進
- 17 地域団体による活動の推進

# 3 第4次大綱において取り組むべき課題

# ①問題を自ら発見し解決する能力を持った職員の育成

地方分権の推進により職員には政策形成能力や創造的能力、法務能力等が一層求められており、また、町民の目線に立った行政財政運営を行っていくには職員の徹底した意識改革が必要です。そのため、職員が過去の慣例や前例にとらわれることなく、常に改善・改革する気持ちを持って仕事に取り組み、職員の意欲と能力が最大限町民のために発揮できるよう庁内の環境を整えます。

また、職員自ら町民のニーズの把握に努め、常にそのニーズに沿った行政サービスが提供できるよう、新たな施策や事業の企画立案に努めます。限られた財源の中で限られた人員により、町民サービスの向上を図っていくには、職員がその能力を最大限発揮し、行政課題に対処していく必要があります。

## ②町政の運営を支える健全財政の維持

川島IC周辺産業団地の開発を契機として、本町のさらなる発展が求められ

ている一方、人口減少、少子高齢化、地方分権時代の本格的な到来など、本町 を取り巻く環境は大きく変化しつつあります。

このため、将来のまちの発展を見据えながら、ますます複雑かつ多様化する 町民のニーズや、社会が要請する行政課題に的確に対応するため、積極的に行 財政改革に取り組み、最少の経費で最大の効果をあげる必要があります。

# ③民間の手法、知識の活用

限られた財政のなか、簡素で効率的な行政運営が求められており、町民のニーズに応じた質の高い行政サービスを提供するためには、民間の持つ豊富な知識 や経験の活用が必要となります。

民間活力の導入手法については、外部委託以外にもPPPやPFI、指定管理者制度など、民間事業者等の優れた技術や知識を活用する方式も多様化が進んでいます。このような情勢において、町直営との比較も含め、民間活力の導入を的確に選択することが必要となっています。

- ※PPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ)…官民パートナーシップ。民間事業者の資金やノウハウを活用して社会資本を整備し、公共サービスの充実を進めていく 手法。
- ※PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)…公共施設等の建設、維持管理、運 営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

## ④公共施設の老朽化への対策

現在、全国の自治体において、高度経済成長期の人口急増に伴って設置された 公共施設の老朽化が進み、施設の更新需要が高まっています。本町も例外ではな く、今後これらの公共施設に対する巨額の更新投資負担が集中して発生すること が予想され、更新・修繕費用の財源をどのように確保するかが懸念されています。

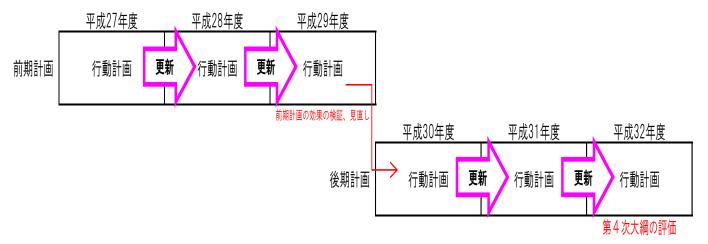
さらには、公共施設のあり方として、少子高齢化による人口構成の変化及びそれに伴って求められる施設機能の変化への対応や、災害時の避難場所の再検討といった課題も顕在化してきます。社会環境の変化や地域特性に応じた適切な公共サービスの提供と安定した財政運営を両立させるために、保有する公共施設を総合的に把握し、財政運営と連動させながら管理・活用する仕組みである「公共施設総合マネジメント」を導入することが急務となっています。

# 4 第4次大綱の基本方針

本町における課題を解決するための、基本的な方針を掲載する。

# 5 計画期間

社会経済情勢のめまぐるしい変化や高度化・多様化する町民のニーズ、そして、新たな制度に的確に対応した簡素で効率的な行政サービスを提供するため、第4次大綱の計画期間は**前期3年、後期3年の計6年間**とします。行動計画については、毎年度ローリング方式で策定することで、社会や時代の背景に即応した行政改革の推進を図ります。



# 6 評価・検証の方法

評価・検証にあたっては、前掲の体系図をもとに、評価の対象となる事業が、 どのような基本方針や行動目標の下に実施されるかを的確に捉え、評価・検証を 行う必要があります。

このことを踏まえ、第4次大綱においては、常に体系図を捉えた進行管理を実施します。また、評価を実施するための成果指標についても、事業所管課のみならず、全職員が行政改革の方向性を理解して職務にあたることを目的として、原則1評価項目につき1指標を策定し、集中的に取り組みます。

# 7 推進体制

本大綱の推進のため、次の3つの機関が連携し、行政改革に取り組みます。

#### (1)川島町行政改革推進本部

町長を本部長、課長職の職員を本部員として、大綱に基づく実施状況の確認、 取組事項の進捗状況を踏まえて、全庁的に行政改革に取り組みます。

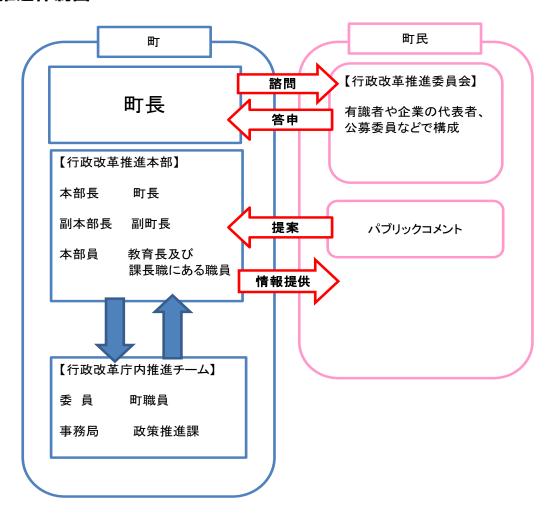
#### (2) 川島町行政改革庁内推進チーム

行政改革の推進にあたり、庁内推進チームは、行動計画の実施状況について 調査・研究し、行政改革推進本部に報告します。

# (3) 川島町行政改革推進委員会

行政改革の推進に当たっては、民間の有識者や企業の代表者等で組織される 川島町行政改革推進委員会において進捗状況をチェックし、町民に公表すると ともに、委員会からの意見や提案を行政改革に反映しながら、日々変化する社 会情勢を的確に把握し、効果的に見直し・改善をしながら着実に行政改革を進 めます。

# ○推進体制図



# ○策定経過

※策定までの会議等開催経過を掲載する

# 参考資料 近年の地方公共団体の取組状況

都道府県、市区町村を対象に平成25年10月1日時点で実施した総務省調査によると、環境変化に即応した行政改革の取組の動向として、次の4項目が主流であるとしています。

- ①業務の見直し
- ②歳出・歳入/資産・債務管理
- ③組織・人材マネジメントの見直し
- ④アウトソーシングの推進

それぞれの項目の具体的な取組事例は次の通りです。

# ①業務の見直し

地方公務員数の純減が続く中で、業務の効率化によって捻出した人的・財政的 資源を業務の質の向上に充てることができるような発想が求められています。

#### 【取組事例】

- 1) ICTを活用したワンストップ窓口の導入(北九州市)
- ⇒市民課・福祉担当課の複数の課で行っていた手続きが、ワンストップ化により約25分短縮。
- 2) 全事務事業を対象に見直しを実施(山形県)
- ⇒67事業を廃止、171事業を見直し。削減効果額は約14.4億円、削減 時間数は約1.3万時間。
- 3) 行政評価制度等を活用した事務事業の見直し(墨田区)
- ⇒評価結果等を基にした再編整理により事務事業の最適化を図った。削減効果 額は約3.4億円。

## ②歳出・歳入/資産・債務管理

国、地方を通じた厳しい財政状況のもと、地方公共団体においても歳出削減の みならず、歳入増加や利用ニーズの変化を見据えた資産・債務管理が求められて います。これにより、公共施設マネジメントの取組が進められています。

#### 【取組事例】

1) 電話による自主的納付の呼びかけ業務を民間に委託(長野県松本市)

- ⇒滞納者の減少で、収納率が向上。また、職員が困難な職務に携わる時間が確保され、滞納処分実施件数が増加。
- 2)全市有施設約2,000の施設評価を行い、データを一元化(静岡県浜松市) ⇒利用者等のアンケートも実施し、施設評価の実施や公共施設再配置計画作成 に活用。施設廃止を中心に平成26年度までに383施設の削減見込み。

# ③組織・人材マネジメントの見直し

住民への質の高い行政サービスの提供を維持するため、スリムな行政組織においても、職員の能力を最大限に引き出しうる人事管理や人材育成、組織編制等が求められています。

#### 【取組事例】

- 1)管理職員から一般職員まで一貫した目標管理・評価システムの導入(広島県)
- ⇒業務の執行計画に加え、全職員が目標を設定して業務を遂行することにより、 目的を明確にし、組織パフォーマンスを向上させる。評価を勤勉手当や昇給に 反映させる給与制度の導入により職員のやる気と成果の向上を図る。
- 2) 従来のOJT研修に加え、メンター制度(※1) を導入(岩手県宮古市) ⇒他部署の職員をメンターとして専任し、指導や助言、定期的な面談を実施することで、組織全体での教育環境強化を推進する。
- ※1 先輩職員(メンター)が後輩職員(メンティ)に対して行う個別支援 活動

## ④アウトソーシングの推進

行政が有する資源を民間のノウハウによって活用し、住民サービスの向上に充てていくことが求められています。

#### 【取組事例】

- 1) 学校用務員事務委託(福岡県宗像市)
- ⇒シルバー人材センター等の活用により、学校用務員や事務員、司書等の外部 委託、非常勤化を進めている。
- 2) 図書館等公共複合施設 P F I 事業 (三重県桑名市)
- ⇒図書館に精通した事業者が運営管理を行うことで、利用者に対するサービス 水準の向上を図る

# 3) 住民関連業務委託(東京都足立区)

⇒行政需要の高まる分野の業務量の増加、税収減に伴うコスト削減の必要性を 見据え、戸籍業務を初めとした「専門定型業務」の外部化を進める。